

## 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住所

氏名

(受任者連絡先 氏名: 電話: )

開発行為等に関する申告書又は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に適合している旨の証明書の交付を次のとおり申請します。

開発行為又は建築等に関する事項	土地の表示	所在(町・字名)		地番		地目		面積	
								m <sup>2</sup> (実測)	
開発行為又は建築等に関する事項	区域区分	非線引き都市計画区域 都市計画区域外		用途地域 又は 特定用途制限地域					
	開発許可等の年月日及び番号	開発許可・建築確認 年 月 日 第 - 号				検査済証(第 - 号) 年 月 日			
	計画の概要	開発行為	有・無 (面積 m <sup>2</sup> )						
		用途					敷地面積	m <sup>2</sup>	
工事の種別		新築 増築	建て替え 用途変更			建築面積 建ぺい率	m <sup>2</sup> %		
構造等			造 階建て			延べ面積 容積対象延べ面積 容積率	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> %		
※	開発許可を要しない (裏面の該当欄の丸数字)			理由					
※ 証明欄	第 号	上記の事項は、都市計画法		〔 第29条 第35条の2第1項 第41条第2項 第42条 第43条第1項 第53条第1項 〕		の規定に適合していることを証明します。			
	年 月 日	高松市長 大西 秀人							

(注) ※印欄は、記入しないでください。申請書等は、2部提出してください。

1 「開発行為」とは、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいいます。(宅地以外の土地を宅地とする場合も含む)いわゆる宅地造成(切土、盛土整地、土地の区画形質の変更)のことです。

2 「開発許可」の「許可を要しない」ものは、次のとおりです。

## 『開発許可を要しないもの』

区 域	内 容
市 街 化 区 域	① 1,000㎡未満の土地における建築物の建築等、又は1,000㎡以上で開発行為がない土地における建築物の建築等
非線引き都市計画区域	② 1,000㎡ <sup>(注)</sup> 未満の土地における建築物の建築等、又は1,000㎡ <sup>(注)</sup> 以上で開発行為がない土地における建築物の建築等 <sup>(注)</sup> 用途が定められていない土地の区域については700㎡
都市計画区域外	③ 10,000㎡未満の土地における建築物の建築等、又は10,000㎡以上で開発行為がない土地における建築物の建築等
市街化調整区域 非線引き都市計画区域 都市計画区域外	④ 農林漁業を営む者の居住用又は業務用(畜舎、堆肥舎等)建築物の建築
市街化調整区域	⑤ 開発行為がなく、かつ、構造、規模、用途の変更を伴わない改築(延べ面積が従前の1.5倍以内、又は住宅にあっては150㎡以下)
	⑥ 開発行為のない増築(⑤の括弧書きと同様)
	⑦ 小規模(敷地面積100㎡以内、延べ面積50㎡以内、店舗部分50%以上)な日用品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物(当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住している者が自ら当該業務を営むために行うもの)
市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 都市計画区域外	⑧ 駅舎その他の鉄道の施設、図書館等の公益上必要な建築 ⑨ 都市計画事業の施行として行う開発行為。若しくは、都市計画事業により造成された土地における建築物の建築 ⑩ 土地区画整理事業の施行として行う開発行為。若しくは、土地計画事業により造成された土地における建築物の建築 ⑪ 公有水面埋立法において埋立地の免許を受けた土地が告示されるまでの間に行う建築物の建築 ⑫ 非常災害の応急措置として行う建築物の建築 ⑬ 仮設(期間を限定し、一時的に使用する)の建築物及び第一種特定工作物の建築 ⑭ 規模が小さく、それ自体が独立した機能を果たさない車庫、物置等の附属建築物の建築 ⑮ 床面積の合計が10㎡以内の建築物等の増築 ⑯ 特定工作物の改築 ⑰ 用途変更する場合において床面積の合計が10㎡以内の建築物の改築

## 『※証明欄の都市計画法の規定』

都市計画法 29 条	開発行為の許可
都市計画法 35 条の 2 第1項	変更の許可等
都市計画法 41 条第 2 項	建築の建ぺい物率等の指定
都市計画法 42 条	開発許可を受けた土地における建築等の制限
都市計画法 43 条第 1 項	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限
都市計画法 53 条第 1 項	都市計画施設の区域等における建築の許可